

和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について（概要）

総務部総務管財室

1 主な制定の理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正を受け、審査会の効率的な運営を行うため、和泉市情報公開審査会と和泉市個人情報保護審査会（以下これらを「旧審査会」という。）を統合し、新たに和泉市情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）を設置する必要がある。

2 主な内容

新審査会を設置するに当たり、旧審査会の役割を引き継ぎ、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）の立てつけにならい、主に次表の事項を規定する。

所掌事務	情報公開決定等及び個人情報開示決定等に係る審査請求の調査審議 情報公開の重要事項についての意見具申 個人情報の適正な取扱いのための専門的知見による意見具申
組織	任期2年の委員5人で組織する。 委員の互選により会長を定める。
会議	会長が会議を招集する。 災害等により会議の招集ができない場合は、書面等により議事を行う。
審査請求に係る調査審議の手続	【調査権限】 審査請求に係る必要資料の提出を求めることができる。 【意見陳述】 審査請求人等の申立てにより口頭による意見陳述を行う。 【意見書等】 審査請求人等は意見書等を提出することができる。 等

3 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）

※旧保護審査会の設置根拠である和泉市個人情報保護条例の廃止を行う和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行期日と同日

4 和泉市情報公開条例の一部改正

旧公開審査会の設置、その他審査請求に係る同審査会の調査審議の手続等に係る規定を削る。

5 経過措置

以下の事項について、経過措置を設ける。

- (1) 施行日前でも委員の委嘱ができること。
- (2) 旧審査会が同一性をもって、新審査会として存続すること。
- (3) 旧審査会の委員は、新審査会の委員に委嘱されたものとみなすこと（任期は旧審査会での残任期間とする。）。
- (4) 旧審査会委員の秘密保持義務とその罰則については、なお従前の例によること。

議案第 号

和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について

和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正を受け、審査会の効率的な運営を行うため、和泉市情報公開審査会と和泉市個人情報保護審査会を統合し、新たに和泉市情報公開・個人情報保護審査会を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、和泉市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、和泉市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- （1）和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号。以下「公開条例」という。）第14条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （2）情報の公開に関する重要事項について、実施機関（公開条例第2条第1号の実施機関をいう。以下同じ。）に対し意見を述べること。
- （3）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （4）和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年和泉市条例第 号。以下「保護法施行条例」という。）第9条の規定による諮問に応じ、市の機関（議会を除く。以下同じ。）に対し意見を述べること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の招集の特例)

第7条 会長は、災害その他の理由により会議を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(定義)

第8条 この条例において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 公開条例第14条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関

2 この条例において「公文書」とは、公開条例第9条第1項の規定による決定に係る公文書（公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。

3 この条例において「保有個人情報」とは、保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を陳述する機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定するものとする。

3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当

の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の読覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの読覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その読覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による読覧をさせようとするときは、当該送付又は読覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による読覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査請求の制限)

第15条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(答申書の送付等)

第16条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、情報公開及び個人情報保護担当部署において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(旧保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 保護法施行条例附則第2項の規定による廃止前の和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号。以下「旧保護条例」という。）第46条の規定により置かれた和泉市個人情報保護審査会（以下「旧保護審査会」という。）は、第2条の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧保護審査会の委員である者は、施行日に、第4条第1項の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 5 旧保護審査会の委員であった者に係る旧保護条例第46条第4項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 6 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公開条例の一部改正)

- 7 公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章、第2章 略</p> <p>第3章 審査請求等 (第13条・第14条)</p> <p>第4章 補則 (第15条—第19条)</p> <p>附則</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p><u>第14条</u> 実施機関は、第9条第1項の決定又は情報の公開の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、<u>和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年和泉市条例第 号)第2条に規定する和泉市情報公開・個人情報保護審査会に</u> 諮問しなければならない。</p> <p>(1)、(2) 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章、第2章 略</p> <p>第3章 審査請求等 (第13条—第21条)</p> <p>第4章 補則 (第22条—第26条)</p> <p>附則</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p><u>第13条の2</u> 実施機関は、第9条第1項の決定又は情報の公開の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、<u>和泉市情報公開審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)</u>に諮問しなければならない。</p> <p>(1)、(2) 略</p>

新	旧
<p>2 前項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「<u>諮問実施機関</u>」という。）は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。<u>以下同じ。</u>）並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p><u>（情報公開審査会）</u></p> <p><u>第14条 前条第1項に規定する実施機関の諮問に応じて審査をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、和泉市情報公開審査会を置く。</u></p> <p><u>2 審査会は、前項に規定する審査のほか、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。</u></p> <p><u>3 審査会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>4 前3項及び次条から第22条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>（審査会の調査権限）</u></p> <p><u>第15条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定（第9条第1項の決定をいう。以下同じ。）に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の公開を求めることができ</u></p>

新	旧
	<p><u>ない。</u></p> <p>2 <u>審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p>3 <u>諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。</u></p> <p><u>（意見の陳述）</u></p> <p>第16条 <u>審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を陳述する機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するとき</u></p>

新	旧
	<p><u>は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等(行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。)を招集してさせるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p><u>4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p> <p><u>5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を發することができる。</u></p> <p><u>(意見書等の提出)</u></p> <p><u>第17条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p> <p><u>(委員による調査手続)</u></p> <p><u>第18条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第15条第1項前段の規定により提示させた公文書を閲覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第16条第1項本文の</u></p>

新	旧
<p>第15条～第19条 略</p>	<p><u>規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u> <u>(提出資料の閲覧等)</u></p> <p><u>第19条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</u> <u>(調査審議手続の非公開)</u></p> <p><u>第20条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</u> <u>(答申等)</u></p> <p><u>第21条 審査会は、第13条の2第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p>第22条～第26条 略</p>

(公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正前の公開条例（以下「旧公開条例」という。）第14条の規定により置かれた和泉市情報公開審査会（以下「旧公開審査会」という。）は、第2条の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 9 この条例の施行の際現に旧公開審査会の委員である者は、施行日に、第4条第1項の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。
この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 10 旧公開審査会の委員であった者に係る旧公開条例第14条第3項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
趣旨	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、和泉市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）規則</p> <p>第1条 この規則は、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号。以下「条例」という。）第14条第4項の規定により、和泉市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（目的）規則</p> <p>第1条 この規則は、和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号。以下「条例」という。）第46条第5項の規定により、和泉市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
設置	<p>（設置）</p> <p>第2条 次に掲げる事務を行うため、和泉市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号。以下「公開条例」という。）第14条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</p> <p>(2) 情報の公開に関する重要事項に</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第19号第1項</p> <p>(2) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第19条第1項</p>	<p>（情報公開審査会）</p> <p>第14条 前条第1項に規定する実施機関の諮問に応じて審査をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、和泉市情報公開審査会を置く。</p> <p>2 審査会は、前項に規定する審査</p>	<p>（審査会）</p> <p>第46条 第34条の2第1項の規定による実施機関の諮問に応じて審査をするため、市長の附属機関として審査会を設置する。</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>ついて、実施機関（公開条例第2条第1号の実施機関をいう。以下同じ。）に対し意見を述べること。</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</p> <p>(4) 和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年和泉市条例第●号。以下「保護法施行条例」という。）第9条の規定による諮問に応じ、市の機関（議会を除く。以下同じ。）に対し意見を述べること。</p>	<p>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第1項</p>	<p>のほか、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。</p>	<p>2 審査会は、前項の審査のほか、個人情報保護に関する重要な事項について、調査、審議等を行い、実施機関に対して意見を具申することができる。</p>
組織	<p>（組織）</p> <p>第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 審査会は、委員15人をもって組織する。</p> <p>2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち5人以内は、常勤とすることができる。</p>	<p>（組織）規則</p> <p>第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。</p>	<p>（組織）規則</p> <p>第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。</p>
委員	<p>（委員）</p>	<p>（委員）</p>	<p>（組織）第2条規則</p>	<p>（組織）第2条規則</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>第4条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、情報公開制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>（任期）規則</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補</p>	<p>2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>（任期）規則</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。</p> <p>8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、</p>	<p>欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（情報公開審査会）第4条</p> <p>3 審査会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（審査会）第46条</p> <p>4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
		報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。 11 委員の給与は、別に法律で定める。		
会長	（会長） 第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。	（会長） 第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。	（会長）規則 第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。	（会長）規則 第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
会議	（会議） 第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。		（会議）規則 第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。	（会議）規則 第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。		3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
会議の招集の特例	<p>（会議の招集の特例）</p> <p>第7条 会長は、災害その他の理由により会議を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。</p>			
合議体		<p>（合議体）</p> <p>第6条 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体</p>		

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
		で、審査請求に係る事件について調査審議する。		
事務局		（事務局） 第7条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。		
定義	（定義） 第8条 この条例において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。 (1)公開条例第14条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関 (2)保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関	（定義） 第8条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。 (1)行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長 (2)独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等 (3)個人情報の保護に関する法律第105条第1項の規定により審査会に諮問をした同法第63条に規		

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>2 この条例において「公文書」とは、公開条例第9条第1項の規定による決定に係る公文書（公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。</p> <p>3 この条例において「保有個人情報</p>	<p>定する行政機関の長等</p> <p>2 この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。 (1)行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（同法第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第2項の規定により行政文書とみなされる法人文書（同法第2条第2項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。）を含む。） (2)独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第1項に規定する開示決定等に係る法人文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条の2第2項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。）</p> <p>3 この章において「保有個人情報</p>		

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>報」とは、保護法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項若しくは第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。</p>	<p>報」とは、個人情報の保護に関する法律第 78 条第 4 号、第 94 条第 1 項又は第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。</p>		
<p>審査会の調査権限</p>	<p>（審査会の調査権限） 第 9 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に</p>	<p>（審査会の調査権限） 第 9 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書</p>	<p>（審査会の調査権限） 第 15 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定（第 9 条第 1 項の決定をいう。以下同じ。）に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の公開を求めることができない。</p> <p>3 諮問実施機関は、審査会から第 1 項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公</p>	<p>（審査会の調査権限） 第 34 条の 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示等の決定（第 26 条第 1 項の決定をいう。以下同じ。）に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の開示を求めることができない。</p> <p>3 諮問実施機関は、審査会から第 1 項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第16条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>開決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。</p>	<p>示等の決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。</p> <p>（審査会）第46条</p> <p>3 審査会は、審査その他の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、審査請求人、事業</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
				者、実施機関の職員その他当該事案の関係者に対して、出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
意見の陳述	<p>（意見の陳述）</p> <p>第 10 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を陳述する機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定するものとする。</p>	<p>（意見の陳述）</p> <p>第 10 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（意見の陳述）</p> <p>第 16 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を陳述する機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第 4 条第 1 号に規定する処分庁等をいう。第 5 項において同じ。）を招集してさ</p>	<p>（意見の陳述）</p> <p>第 34 条の 4 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を陳述する機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第 4 条第 1 号に規定する処分庁等をいう。第 5 項において同じ。）を招集してさ</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p>	<p>2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>	<p>せるものとする。</p> <p>3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p> <p>5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。</p>	<p>せるものとする。</p> <p>3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p> <p>5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。</p>
意見書等の提出	<p>（意見書等の提出）</p> <p>第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければ</p>	<p>（意見書等の提出）</p> <p>第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければ</p>	<p>（意見書等の提出）</p> <p>第17条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければ</p>	<p>（意見書等の提出）</p> <p>第34条の5 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなけ</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	ならない。	ならない。	ならない。	ればならない。
委員による調査手続	<p>（委員による調査手続）</p> <p>第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>（委員による調査手続）</p> <p>第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された行政文書等若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>（委員による調査手続）</p> <p>第18条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第15条第1項前段の規定により提示させた公文書を読覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第16条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>（委員による調査手続）</p> <p>第34条の6 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第34条の3第1項前段の規定により提示させた公文書を読覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第34条の4第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</p>
提出資料の写しの送付・閲覧等	<p>（提出資料の写しの送付等）</p> <p>第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に</p>	<p>（提出資料の写しの送付等）</p> <p>第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に</p>		

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>あつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による</p>	<p>あつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による</p>	<p>（提出資料の閲覧等）</p> <p>第19条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p>	<p>（提出資料の閲覧等）</p> <p>第34条の7 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>		
調査審議手続の非公開	<p>（調査審議手続の非公開）</p> <p>第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>（調査審議手続の非公開）</p> <p>第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>（調査審議手続の非公開）</p> <p>第20条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</p>	<p>（調査審議手続の非公開）</p> <p>第34条の8 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</p>
審査請求の制限	<p>（審査請求の制限）</p> <p>第15条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p>	<p>（審査請求の制限）</p> <p>第15条 この法律の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</p>		
答申等			<p>（答申等）</p> <p>第21条 審査会は、第13条の2第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答</p>	<p>（答申等）</p> <p>第34条の9 審査会は、第34条の2第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
	<p>（答申書の送付等）</p> <p>第16条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>（答申書の送付等）</p> <p>第16条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>申すよう努めなければならない。</p> <p>2 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。</p> <p>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>に答申するよう努めなければならない。</p> <p>2 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。</p> <p>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。</p>
庶務	<p>（庶務）</p> <p>第17条 審査会の庶務は、情報公開及び個人情報保護担当部署において処理する。</p>		<p>（庶務）規則</p> <p>第6条 審査会の庶務は、情報公開担当課において行う。</p>	<p>（庶務）規則</p> <p>第6条 審査会の庶務は、個人情報保護担当課において行う。</p>
委任	<p>（委任）</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>（政令への委任）</p> <p>第17条 この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（情報公開審査会）第4条</p> <p>4 前3項及び次条から第22条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（補則）規則</p> <p>第7条 この規則に定めるものの</p>	<p>（審査会）第46条</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>（補則）規則</p> <p>第7条 この規則に定めるものの</p>

	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）	情報公開・個人情報保護審査会設置法	和泉市情報公開条例・施行規則	和泉市個人情報保護条例・施行規則
			ほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。	ほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
罰則		（罰則） 第 18 条 第 4 条第 8 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。		（審査会委員に係る罰則） 第 53 条 第 46 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、3 万円以下の罰金に処する。